

みよし市公平委員会議事録

日時 令和2年7月21日(火)

開会 午前10時

閉会 午前10時30分

場所 市役所6階601会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 清水創一

総務課副主幹 鈴木正康

総務部次長 小野田浩司

総務課主査 福上慎吾

総務部副参事 服部誠

総務課主査 鈴木寛之

次第

1 挨拶

2 議題

- (1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- (2) 職員団体登録事項の変更について

3 その他

- (1) 令和2年度みよし市公平委員会事業計画について
- (2) 令和2年度人事異動について

名 前	内 容
総務部次長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和2年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>始めに、年度が改まり、事務局に異動がございましたので、御挨拶をさせていただきます。</p> <p><事務局自己紹介></p> <p>それでは、藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p><委員長挨拶></p>
総務部次長	<p>ありがとうございました。これより、議題に入っていきたいと思いますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。それでは、委員長よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>出席委員3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただ今より、令和2年度第1回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務局より説明してください。</p>
総務課主査	<p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料1ページ目をご覧ください。</p> <p>今回のこの規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲について、令和2年度人事異動等により、改正する必要が生じたためであります。</p> <p>本規則については、人事異動が生じた令和2年度早々に改正することが本来ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会が開けずに、今回となったことについて、御了承</p>

委員長	<p>いただきたいと思います。</p> <p>さて、本規則にあります「管理職員等」とは、資料 2 ページ目にあります、地方公務員法第 5 2 条第 3 項のただし書に規定がありますが、管理監督の地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる地位にある職員のことをいいます。</p> <p>これらの職員の範囲は、地方公務員法第 5 2 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることになっています。</p> <p>これらを踏まえて、今回の改正内容につきましては、1 ページ目にお戻りいただき、市長の事務部局については、副参事が追加、指導保育士が削除、秘書課の主任主査が副主幹となり、総務課の副主幹が 2 名となったことによる「法規担当に限る。」を追加、会計課副主幹が主任主査となったことに伴う改正となります。</p> <p>また、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関においては、主幹が追加となる改正となります。</p> <p>以上が今回の改正内容になります。</p> <p>資料 3 ページ目が規則の改正に係る改正文で、資料 4 ページ目が改正に係る新旧対照表になります。</p> <p>なお、この規則改正は、公布の日から施行することとなっておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。</p> <p>以上で「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p> <p>私から、1 つ質問をしたいのですが、今回の改正というのは、どのような背景があったのでしょうか。つまり、なぜ改正しなければならなかったのかということですね。</p>
-----	--

<p>総務課主査</p>	<p>毎年度行われる人事異動に際し、該当する課に配属された管理職等について異動があったため、改正を行う必要がございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうすると、過去においても何回か同じ状況があったかと思いますが、その時には議論は出ていなかったのでしょうか。</p>
<p>総務課主査</p>	<p>直近では、平成30年度に改正を行っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうですか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>以前は、平成30年4月30日開催の公平委員会で議題とさせていただき、議論をしていただいております。</p>
<p>委員長</p>	<p>それを再度、改正するということですね。 一般の企業ですと、人事評価と職務評価、つまり従業員、職員の方々の適性を評価することになりますが、一般的には、職務評価をして職務に必要な能力を査定することになります。例えばそこには、書記から始まって、理事、参事、監事という形になっているようなことを記憶しております。そうするとそういった職務能力を査定して、従業員の方などがどこに値するのか、職階が与えられていくわけですね。今回の改正内容にある、参事という言葉は、いわば職務能力を識別するものであり、部長、次長、課長などのいわゆるポストであり、これらが混ざっているわけですね。この辺りが少しすっきりしないと思っています。当然、公務員は他の企業と違うわけですが。このことについて、何か説明があればお願いします。</p>
<p>総務部長</p>	<p>みよし市の場合は、給与の格付けが1級から8級までございます。それと同じような形で、職位により、部長級は8級、次長級は7級、課長級は6級といったように、格付けに合わせた形の職位がございます。参事といったものについては、基本的には、み</p>

	<p>よし市に愛知県などから派遣に来ていただいている方には、参事といった同じ部長級であっても決裁権限には関わらないスポット的な職務の意味合いの付け方をしているのが実情でございます。その辺の区分けという意味では、明確に皆様へお知らせをしているわけではございませんので、分かりづらい部分があったかと思いますが、そういったことでございますので、御了承をお願いいたします。</p>
委員長	<p>そういうことであれば、分かりますね。ありがとうございます。</p>
村上委員	<p>1点よろしいですか。1ページ目の教育委員会のところに、主幹の下にアンダーラインがあるので、この職位の方が加わったのかなと思いますが、3ページ目を見ると、「所長 主幹」に改めるとあるので、これは、所長主幹という職位なのかなというふうにも捉えられるのですが、いかがですか。</p>
総務課主査	<p>はい、説明させていただきます。加わったのは主幹のみでございます。所長と主幹は、同じものでなく、別の職位でございます。3ページ目の改正文を作成する際には、例規的な、技術的な話になってしまうのですが、「主幹を追加する」と記載してしまうと、どこに追加するのかが分からなくなってしまうため、場所を明確にするため、「所長 主幹」という書き方を行っております。</p>
村上委員	<p>一言で序列を表すということですね。</p>
総務課主査	<p>はい、そういうことです。</p>
倉橋委員	<p>私からもよろしいでしょうか。3ページ目の2つ目の段落の3行目のところに、会計課副主幹を会計課主任主査「を」でなく、「に」ですよね。</p>
総務課主査	<p>そうですね。申し訳ございません、御指摘のとおりです。</p>

倉橋委員	<p>それと、先程の御質問にもありましたが、「専門監 指導保育士」と記載されると、このような役職があるのかと思ってしまいますね。改正する場所を特定するための書き方という説明でしたが、やはりこういうものなのでしょうか。勘違いされやすいですよ。</p>
総務課副参事	<p>その点につきましては、4ページ目の新旧対照表と一緒に御参照いただくと分かりやすいと思います。どうしても法規的な技術のお話で、こうしないとテクニカルな改正ができないというやむを得ない部分もあり、その補足的な説明で、新旧対照表をご覧くださいただければと思います。</p>
委員長	<p>印象としては、一般の市民の方には分かりづらいですよ。</p> <p>他にいかがでしょうか。それでは、特に異議、御質問もないようですので、この案件については、承認されたものとさせていただきます。</p> <p>それでは、次の議題がございます。職員団体登録事項の変更について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
総務課主査	<p>続きまして、議題2「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料5ページ目をご覧ください。令和2年7月6日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員改任に伴う職員団体役員改任届が資料7ページ目から9ページ目までのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合に、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様にご確認していただきたい</p>

点は、3点あります。

資料6 ページ目の地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。

1点目は、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料8 ページ目の役員改任証明書によって確認していただくことができ、公示日は令和2年6月19日、投票日は令和2年6月30日、市役所3階食堂において投票が実施されました。

組合員総数333名に対して291名が出席し、投票方法は1人1票、直接、無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料9 ページ目の投票結果にあります投票総数291名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることが分かります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で人事課の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。

今回提出されました届出を委員の皆様にご確認いただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料10 ページ目にございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長	<p>ありがとうございました。これは、年に1度は必ず議題で提出されるものですが、御質問などがあればお願いいたします。</p> <p>では、私から、6ページ目の地方公務員法第52条第5項で、警察職員及び消防職員とありますが、警察については県の所管かと思いますが、ここに警察職員が出てくるのはなぜですか。</p>
総務課主査	<p>はい、こちらは地方公務員法の規定でございますので、県の職員も含んでおりますので、このような書き方となっております。</p>
委員長	<p>そうですか。それと、役員改任の投票については、市役所3階食堂で行ったようですが、300名の方が入れるのですか。</p>
総務課主査	<p>はい、少し補足をさせていただきたいと思います。今回の投票につきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして、用紙を事前に配布して投票を行ったとのことでした。</p> <p>方法としては、まず、組合員全員に、今回のようなやり方で行ってよいかどうかの同意を取りまして、その後、過半数以上の同意が得られたため、各議案に対して、賛成又は反対の投票を行っております。</p>
委員長	<p>分かりました。他に御質問はありますか。では、御質問、御異議がないようですので、この議題についても承認をさせていただきます。</p> <p>次に、その他事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
総務課主査	<p>その他事項について説明をさせていただきます。資料の11ページ目をご覧ください。公平委員会の令和2年度の計画について、こちらに記載をさせていただきました。本来であれば、4月早々に行うべきでしたが、遅くなってしまい申し訳ございません。</p> <p>始めに、令和2年5月に愛知県公平員会連合会総会が開催されるはずだったのですが、新型コロナウイルスの影響により、書面</p>

	<p>により議決がされましたので報告いたします。また、7月には、全国公平委員会連合会東海支部総会も同様に書面により議決が予定されております。</p> <p>次に、本日、7月21日に令和2年度第1回公平委員会が開催されています。</p> <p>続いて、10月9日には、例年開催しております、愛知県公平委員会連合会事務研究会について、今回は知立市が幹事となり開催予定となっております。しかしながら、事務局から開催市事務局へ問い合わせたところ、新型コロナウイルスの影響により、開催中止も含めて現在検討中とのことでした。詳細が決定次第、委員の皆様へ連絡させていただきます。</p> <p>最後に、令和3年2月から3月までの間で、例年、教職員組合において役員の改任が行われる予定ですので、案件があれば、公平委員会を開催いたしますので、その際には、こちらから委員の皆様へ連絡をさせていただきます。</p> <p>続きまして、その他事項の2点目ですが、12ページ目をご覧ください。冒頭に事務局の自己紹介もさせていただきましたが、こちらに総務部総務課の職員一覧を記載させていただきましたので、またご覧いただければと思います。</p> <p>その他連絡事項は、以上でございます。</p> <p>委員長</p> <p>ありがとうございました。委員の皆様から御質問などはいかがでしょうか。ほかに特に何もなければ、これを持ちまして本日の公平委員会を閉会いたします。</p> <p>総務部次長</p> <p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。</p>
--	---